

北彩都あさひかわ「街並み形成懇談会」開催要綱

(趣旨)

第1条 「北彩都あさひかわ」整備事業の基本的理念に基づき、円滑な土地利用転換と新たな都心地区の良好な街並み景観の形成を図るため、地権者、建物建設主体及び関係者において街並み形成に係わる意思統一を図り、良好な景観形成の誘導を推進するため、北彩都あさひかわ「街並み形成懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、土地利用部会又は建物設計部会からなり、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

(1) 土地利用部会

地区計画の方針に基づいた土地利用計画に係る、土地の処分先や計画内容、建物建設時期等について

(2) 建物設計部会

景観法（平成16年法律第110号）、旭川市景観条例（平成14年旭川市条例第26号）に基づく旭川市景観計画（平成19年旭川市告示第142号。以下「景観計画」という。）及び旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）に基づく北彩都あさひかわ広告景観整備地区（平成19年旭川市告示第342号。以下「北彩都整備地区」という。）に基づいた次に掲げる事項について

ア 建物計画

景観計画の「良好な景観の形成に関する方針」について

イ 敷地計画

車の進入位置、駐車場の位置や敷地内通路等について

ウ 外部空間

外構、外部空間計画について

エ 屋外広告物

固定広告物、簡易広告物の掲出について

2 懇談会において意見交換等を行う地区の範囲は、景観計画において景観計画重点区域として指定した別紙に示す部分とする。ただし景観計画で示した北彩都住宅A地区及び北彩都住宅B地区を除く。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 行政担当者
- (2) 景観形成に関し学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、地域振興部都市計画課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、地域振興部都市計画課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(北彩都あさひかわ「街並み形成協議会」設置要綱の廃止)

北彩都あさひかわ「街並み形成協議会」設置要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。